

令和3年度
第2回長崎地方最低賃金審議会

関係労使の意見書
特定最賃改正申出書

厚生労働省
長崎労働局労働基準部
賃金室

資 料 目 次

資料番号	1	意見書等	1
資料番号	1-1	長崎県労働組合総連合	
		議長 乾 哲夫	3
資料番号	1-2	一般社団法人 長崎県タクシー協会	
		会長 四元永生	5
資料番号	1-3	長崎県 産業労働部	
		部長 廣田義美	7
資料番号	2	特定最低賃金改正申出書	9
資料番号	2-1	長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業 最低賃金改正申出書	11
資料番号	2-2	長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金改正申出書	15
資料番号	2-3	長崎県船舶製造・修理業、船用機関製造業 最低賃金改正申出書	19

資料番号 1

意見書等

2021年7月20日

長崎地方最低賃金審議会
会長 松本 睦樹 様

長崎県労働組合総連合
議長 乾 哲夫
長崎市恵美須町 2-12
電話 095-828-6176

意見書

長崎地方最低賃金審議会審議委員のみなさまが、県下の労働者および中小零細業者の生活向上のために、毎年の長崎県最低賃金の改正においてご尽力いただいていることに敬意を表します。

労働基準法第1条は、働いて得る賃金は、「労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」と定めています。また、最低賃金法の第1条は、「労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び公正な競争の確保に資する」とあります。しかし、1日8時間、週40時間働いても人間らしい生活できない、現行の最低賃金の水準は、法の趣旨を充たせない状態です。こうした状態は直ちに解消されるべきです。

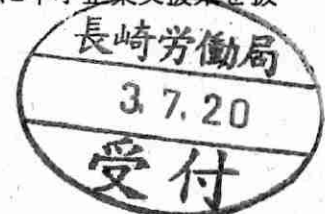
そこで、長崎県最低賃金改正の審議にあたり、長崎県労連としての意見を以下のとおり述べさせていただきます。

1 生存権を脅かす低賃金状態を改善するために、最低賃金を大幅に引き上げるべきです。

現行の最低賃金（時給793円）では、1日8時間で月21日働いても月額133,224円にしかなりません。長崎県労連が一昨年実施した最低生計費調査の結果は、若年単身者が長崎市で生活する場合、月額で男性は224,792円、女性で229,362円でした。現行の最低賃金は、憲法が保障している「健康で文化的な最低限度の生活」をおくることができない水準であることは明白です。

コロナ禍の中で国民の暮らしを支えるエッセンシャルワーカーの重要性が注目されていますが、その労働現場の多くは低賃金の非正規労働者が支えています。最低賃金近傍で働く県内の労働者からは「毎日の昼食は300円以下にしている」「歯医者に行きたいが、お金の余裕がある時しか行けない」「月々の給与では生活費が不足し、ボーナス分でなんとか生活している」等の悲痛な声があがっています。コロナ禍の前は、収入の不足を補うためにダブルワークをする労働者が多数いましたが、その多くは、コロナ禍によるアルバイトの減少で生活が逼迫しています。「8時間働けば人間らしい暮らしができる社会」が、今まさに求められています。

経営者団体からは、「最低賃金の引き上げによって、企業が人件費を増やした結果、倒産、廃業、雇用調整を招く懸念があり、そのトリガーを引くことになることは避けなければならない」等の意見が出されていますが、2016年～19年に20円台の引き上げがあった際は、失業率はむしろ低下しました。また、欧米諸国では、コロナ後の経済回復を見据えて最低賃金の引き上げが行われていることも考慮すべきです。何より、最低賃金制度の意義は、労働基準法1条が定める「労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たす」賃金を保障することにあります。最低賃金を据え置くのではなく、大幅な引き上げが可能となるように中小企業支援策を抜本的に拡充することが国の責任です。



2 賃金の地域格差を是正するためにも、最低賃金を大幅に引き上げるべきです。

昨年の意見書では、長崎県労連と同様の最低生計費調査を実施した 20 都道府県の結果を示し、最低生計費を賄うための最低賃金は、月 150 時間労働で換算した場合、東京で 1664 円、最低で青森の 1441 円（東京の金額の約 87%）であることを紹介しました。その後、現在までに茨城県（水戸市）と沖縄県（那覇市）の結果も明らかになっていますが、水戸市が 1687 円、那覇市が 1642 円でした。現行の最低賃金は、最高額が東京の 1013 円で、最低額が沖縄などの 792 円（東京の金額の約 78%）であり、地域格差が大きすぎることは明白です。

地方からの人口流出の問題ともからめて、最低賃金の地域格差の是正や全国一律最賃制を求める声が労働組合以外にも広がっています。今年 5 月に出された日弁連の会長声明は、「最低賃金の高低と人口の転入出には強い相関関係があり、最低賃金の低い地方の経済が停滞し、地域間の格差が縮まるどころか、むしろ拡大している」「労働者の最低生計費に地域間格差がほとんど存在しない以上、全国一律最低賃金制を実現すべきである」と述べています。また、自民党の最低賃金一元化推進議員連盟が、5 月に菅首相に提出した提言では、「東京から地方に人の流れが進み始めている中で、（中略）政府が定める公定賃金に一時間あたりで 200 円を優に超える格差があるのでは、人の流れを塞ぎ止める抑止効果を持つことは明らかであり、最低賃金の全国一元化も必要な政策転換である。ただ、一挙に全国一元化といっても無理なので、今後の最低賃金引き上げの経過に於いては引き上げ勧告幅を必ず、A 地域<B 地域<C 地域<D 地域となるようなルールを擁立することが必要ではないか」と述べています。

長崎県からの労働力流出に歯止めをかけ、地域循環型経済をつくっていくためにも、最低賃金を大幅に引き上げるべきです。

3 長崎地方最低賃金審議会は、専門部会を含め公開としてください。

政府や自治体の各種諮問会議での審議や議事録が非公開とされることに対する批判が増えています。原則は「公開」であり、非公開はあくまでも例外規定であることを認識し、そのあり方を再検討し、専門部会を含め公開で審議が行われることを強く求めます。

4 長崎地方最低賃金審議会で長崎県労連の意見陳述の場を設けてください。

長崎地方最低賃金審議会委員に労働者代表委員として長崎県労連から選出されていないこと、また、本意見書への補足説明などを行いたいと考えていますので、長崎県労連の意見陳述の場を設定するよう求めます。

以上

長タク協発第25号
令和3年7月7日

長崎労働局長
瀧ヶ平 仁 様

一般社団法人
長崎県タクシー協会
会長 四元 永年

地域別最低賃金額に対する要望について

謹啓 平素はタクシー乗務員の労働条件の改善にご配慮を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、本年も中央最低賃金審議会が開催され厚生労働大臣より、令和3年度地域別最低賃金改定の目安について調査審議を求める旨の諮問がなされるものと思われま。

本年6月1日のネットニュースによると、日本労働組合総連合会会長は、働く者の生活安定のために田村厚生労働大臣に対して、国として最低賃金引き上げの取組強化を要請しました。

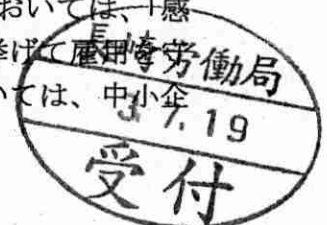
昨年中は、新型コロナウイルス感染拡大による影響を考慮し、審議会は目安を示さず、本県における引き上げ額は、3円アップで最低賃金は793円と言うことにとどまりました。

ところが、最低賃金額の審議に対し、菅総理大臣は、昨年に引き続き経営難の原因となっているコロナ禍にかかわらず、最低賃金の引き上げは、景気回復にとって最重要との判断の下、時給1,000円を目指し、大幅な最低賃金の引き上げの方針で活発に関係先への指示を行っているとのこと。

昨年度、厚生労働大臣は、「新型コロナウイルス感染症による雇用・経済への影響は厳しい状況にあり、今は官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題である。」との政府方針を示し、安倍総理も「中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し検討を進めるよう」指示があっている旨を強調し、さらに同大臣は、「審議会においては、こういった状況について十分考慮頂きながら、今年度の最低賃金額改定の目安について審議頂きたい。」と結んでいました。

本年も昨年同様にコロナ禍により経営悪化の状況は続き、タクシー事業者は各種助成制度を活用しながら懸命に経営維持に奔走しており、今は官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題と思われま。

また令和2年7月の「経済財政運営と改革の基本方針2020」においては、「感染症による雇用・経済への影響は厳しい状況にあり、今は官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題であることを踏まえ、今年度の最低賃金については、中小企



業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進める。」としつつ、前段では「経済の好循環継続の鍵となる賃上げに向け、日本経済全体の生産性の底上げや、取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金については、より早期に全国加重平均1,000円になることを目指すとの方針を堅持する。」と明示しています。

緊急事態宣言やまん延防止の対策により著しく人流が制限され個人消費が激減する状況下、経営悪化と反する最低賃金の引き上げに対しては、タクシー業界として高い危機感を感じております。

新型コロナウイルスにより、インバウンドの停止による国外観光客や県内外からの旅行者も激減、観光立県である長崎県のタクシー業界が受けた影響は甚大で、大幅な輸送人員と営業収入の減少を招き、政府のGOTOトラベル事業の効果も一時的で、業界はかつて経験したことがない経営悪化により既に廃業する事業者も出ております。

言うまでもなく、賃金の引上げが実現され、経済が成長するとともに、国民生活がより豊かになることは国民が均しく願うところであり、タクシー業界においても強く願望するものでありますが、賃金の引上げは、まず生産性が向上して初めて可能なことであり、特に未だ終わりの見えないコロナ禍の状況下においては、決して先行すべきものではないことは明白であります。

ご案内のとおり、タクシー事業は、長期的に利用客は減少し、平成14年の規制緩和により需給バランスに均衡を欠き乗務員の労働条件が著しく悪化したため、平成26年1月27日施行の「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が施行されたところであり、現在、同法に基づき、減車を含め事業の適正化、各種施策の実施による活性化を推進し、労働条件の改善に取り組んでいるところであります。

つきましては、終結の目処が見えないコロナ禍の現況並びにタクシー業界の実情に鑑み、最低賃金額の審議を行う際は、中小企業に対する実効ある支援措置の拡充とともに、地域における労働者の生計費や賃金のみならず、通常の事業の賃金支払い能力等に深く意を用い、改定にあたっては慎重を重ねご審議を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

本県の最低賃金について

最低賃金につきましては、本年6月18日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」において、「最低賃金について、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1,000円とすることを目指し、本年の引上げに取り組む」と明記されております。

これを踏まえ、厚生労働大臣は、中央最低賃金審議会に対する諮問にあたり、「令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について、経済財政運営と改革の基本方針2021及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップに配慮した調査審議」を求めたところであります。

本県では、人口減少や少子高齢化、新型コロナウイルス感染症の影響など様々な課題に直面している一方で、まちの佇まいや産業構造が大きく変化する、100年に一度とも言うべき変革の時期を迎えております。

このような中、今春から新たな総合計画「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」をスタートさせ、「つながり、ささえ、つくろう長崎」をキャッチフレーズに、様々な課題に対応するとともに、令和4年度に迫った九州新幹線西九州ルート長崎～武雄温泉間の開業効果を高める取組や全線フル規格による整備の実現のほか、特定複合観光施設（IR）区域整備の推進、海洋エネルギーやAI・IoT・ロボット、航空機関連といった次なる基幹産業の創出など、チャンスを地域の活性化につなげる施策を推進し、新たな時代の力強い長崎県づくりにチャレンジしてまいります。

また、昨年度策定した「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、「地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く」「力強い産業を育て、魅力あるしごとを生み出す」「夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る」を基本目標に、様々な施策を講じているところであります。

持続的な経済成長のためには、企業の生産性向上の成果を働く人に分配することで、賃金の上昇、需要の拡大を通じた成長と分配の好循環を図る必要があります。

また、これからの人口減少社会に対応するためには、若者、女性、高齢者を含む全ての県民が、それぞれの能力を活かし、意欲を持って働くことができる多様な働き方を選択できる社会を実現していくことが重要であり、特に、中小企業の割合が高く、賃金水準が全国下位にある本県では、魅力ある雇用環境を整え、しっかりと人材を確保していくためにも最低賃金の引上げが重要であると考えております。

つきましては、本県の賃金水準の現状や地域経済活性化に向けた本県の取組等をご勘案いただき、最低賃金の改正に向けた十分なご議論を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年7月15日

長崎県産業労働部長 廣田義美

資料番号 2

特定最低賃金改正申出書

令和3年7月1日

長崎労働局長

瀧ヶ平 仁 様

日本基幹産業労働組合連合会

長崎県本部委員長 中川 俊輔

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業の最低賃金の改定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹労働者の範囲

長崎県において、はん用機械器具、生産用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者

2, 251名

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹労働者の範囲

長崎県において、はん用機械器具、生産用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は雑役の業務

ロ 手作業による包装、袋詰め又は箱詰めの業務

ハ 軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務

ニ 書類等の事業所内集配又は複写の業務

以上

6, 743名(令和3年2月1日現在)

3. 改定を申出る最低賃金の件名

長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金



4. 申出の内容

上記2の基幹的労働者に適用される最低賃金の改定を求める。

尚、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約(協定書)の適用労働者が概ね3分の1に達していること。

6. 添付書類

- (1) 長崎県におけるはん用機械器具、生産用機械器具製造業の事業所数と労働者数の概要
- (2) 新産業別最低賃金申出に関する合意及び申請代表者に対する委任状
- (3) 労働協約の写し(労働協約を含む)
- (4) 所定労働時間及び指定労働日数(賃金の最低額が月数のみで表示されている場合)

以 上

1. 長崎県におけるはん用機械器具、生産用機械器具製造業の事業所数と労働者数の概要

(1) はん用機械器具、生産用機械器具製造業の事業所数と労働者数。

産業中分類	事業所数	労働者数
一般機械器具製造業	103	6,743

(2) 上記「(1)」の内、合意の効力の及ぶ者の内訳

合意のケース	事業所数	合意する者
労働協約 (労使協定を含む)	5	2,251

《詳細》

①労働協約の適用を受ける者の内訳

	事業所名	組合名	最低賃金に関する労働協約の適用労働者数
1			
2			
3			
4			
5			
	計		2,251

2021年 6月 29日

長崎労働局長

瀧ヶ平 仁 殿

全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会

西九州地方協議会長崎地域協議会

議長 川中 隆 彦

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹労働者の範囲

長崎県において、長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者

3,430名

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

長崎県において、長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む者に使用される労働者。但し、次に掲げる者を除く。

- (1). 18歳未満または65歳以上の者
- (2). 雇い入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中の者
- (3). 次に掲げる業務に主として従事する者

- イ. 清掃、片付けまたは雑役の業務
- ロ. 手作業による包装、袋詰めまたは箱詰めの業務
- ハ. 軽易な運搬または工具若しくは部品の整理の業務

なお、「技能習得中の者」とは、企業において実施される技能養成の対象となっている者をいうが、この場合の「技能養成」とは、職業能力開発促進法に基づく職業訓練に限定されるものではないが、次の要件に該当するものであること。

- ①当該業務に従事した経験がない者では、直ちに通常の業務の遂行が期待できない業務について認められること。従って、離職者を含め、ある程度当該業務に従事した経験のある者を対象とするものは含まれないこと。
- ②職場の内外において集会的に実施されるもののほか、OJT（業務遂行の過程において、仕事を通じて行われる教育訓練）も含まれること。



③習得させるべき技能の内容および技能養成の実施期間が明確であり、かつ計画性をもって実施されるものであること。

④技能養成を実施する担当者または責任者が定められていること。

以上

6,717名(令和3年2月1日現在)

3. 改正を申し出る最低賃金の件名

長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

4. 申し出の内容

上記2の基幹的労働者に適用される最低賃金の改正の決定を求めるものである。

なお、最低賃金は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申し出の理由

(1) 申し出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。

(2) 申し出産業は長崎県内製造業に於いて、生産額、出荷額、従業員数ともに相当数を占める主要産業であり、県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きいこと。

6. 添付資料

①長崎県下における申し出産業の事業所数と労働者の概数

②賃金の最低額に関する労使協定の写し

③機関決定の写し

④個々の労働者における合意書

⑤申し出代表者に対する委任書

以上

長崎県における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の
事業所数と労働者の概数および合意の効力の及ぶ労働者の概要

令和 3年 6月 29日

1. 長崎県における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の
適用労働者数

6,717 (令和3年2月1日現在)

2. 合意の効力の及ぶ使用者または労働者数 3,430名

(1) 賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける者の内訳 (975名)

	事業所名	組 合 名	最低賃金に関する労働協約の適用労働者数
①			
②			
③			
	3事業所	3組合	975

(2) 長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正を図る必要性を機関決議した労働組合の内訳 (1,973名)

	事業所名	組 合 名	最低賃金に関する必要性を決議し、申請に合意した労働者数
④			
⑤			
	2事業所	2組合	1,973

(3) 長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正に関する申し出について、書面をもって合意する個々の労働者の内訳 (464名)

	事業所名	申請に関して署名により合意した労働者数
⑥		
⑦		
⑧		
	3事業所	482

令和3年7月1日

長崎労働局長

瀧ヶ平 仁 様

日本基幹産業労働組合連合会

長崎県本部委員長 中川 俊昭

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、長崎県船舶製造・修理業、舶用機関製造業の最低賃金の改定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹労働者の範囲

長崎県において、船舶製造・修理業、舶用機関製造業を営む使用者に使用される労働者

3,650名

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹労働者の範囲

長崎県において、船舶製造・修理業、舶用機関製造業を営む使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は雑役の業務

ロ 書類等の事業所内集配又は複写の業務

以上

7,704名(令和3年2月1日現在)

3. 改定を申出る最低賃金の件名

長崎県船舶製造業・修理業、舶用機関製造業最低賃金



4. 申出の内容

上記2の基幹的労働者に適用される最低賃金の改定を求める。

尚、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約(協定書)の適用労働者が概ね3分の1に達していること。

6. 添付書類

- (1) 長崎県における船舶製造業・修理業, 舶用機関製造業の事業所数と労働者数の概要
- (2) 新産業別最低賃金申出に関する合意及び申請代表者に対する委任状
- (3) 労働協約の写し(労働協約を含む)
- (4) 所定労働時間及び所定労働日数(賃金の最低額が月数のみで表示されている場合)

以 上

1. 長崎県における船舶製造・修理業, 舶用機関製造業の事業所数と労働者数の概要

(1) 船舶製造業・修理業, 舶用機関製造業と労働者数

産業中分類	事業所数	労働者数
船舶製造業・修理業, 舶用機関製造業	205	7,704

(2) 上記「(1)」の内、合意の効力の及ぶ者の内訳

合意のケース	事業所数	合意する者
労働協約 (労使協定を含む)	5	3,650

《詳細》

	事業所名	組合名	最低賃金に関する労働協約の適用労働者数
1			
2			
3			
4			
5			
	計		3,650